

京都市地域体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年4月8日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 3 号

京都市地域体育館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地域体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「(京都市左京地域体育館,京都市中京地域体育館,京都市吉祥院地域体育館,京都市久世地域体育館,京都市伏見東部地域体育館及び京都市伏見北部地域体育館に係るものを除く。)」を削る。

別表第2バスケットボール用ゴールの項中「1対」を「1台」に,「600」を「300」に改め,同表備考を同備考1とし,同備考に次のように加える。

2 京都市左京地域体育館,京都市中京地域体育館,京都市吉祥院地域体育館,京都市久世地域体育館,京都市伏見東部地域体育館及び京都市伏見北部地域体育館に係る付属設備の使用料は,この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は,平成25年6月1日から施行する。ただし,次項の規定は,公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は,この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 この規則による改正後の京都市地域体育館条例施行規則の規定は,この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し,同日前の使用に係る使用料については,なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)